

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 (2012年) 8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年9月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第32条の次に次の2条を加える。

（一般廃棄物処理施設）

第32条の2 市が設置する法第21条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町3, 160番地
境川クリーンセンター	町田市木曾東二丁目1番1号
町田市 ^{せん} 剪定枝資源化センター	町田市小野路町3, 332番地

（技術管理者）

第32条の3 前条に規定する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条に規定する化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に掲げる者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げるいずれかの者であること。
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(町田市清掃事業場条例の廃止)

2 町田市清掃事業場条例（昭和43年4月町田市条例第16号）は、廃止する。

改正後	改正前								
<p>(一般廃棄物処理施設)</p> <p>第 32 条の 2 市が設置する法第 21 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="193 524 742 831"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田リサイクル文化センター</td> <td>町田市下小山田町 3,160 番地</td> </tr> <tr> <td>境川クリーンセンター</td> <td>町田市木曾東二丁目 1 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>町田市剪定枝資源化センター</td> <td>町田市小野路町 3,332 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(技術管理者)</p> <p>第 32 条の 3 前条に規定する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(技術士法施行規則(昭和 59 年総理府令第 5 号)第 2 条に規定する化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第 4 条第 1 項に規定する第二次試験に合格した者に限る。)であること。</p> <p>(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に掲げる者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げるいずれかの者であること。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。</p>	名称	位置	町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町 3,160 番地	境川クリーンセンター	町田市木曾東二丁目 1 番 1 号	町田市剪定枝資源化センター	町田市小野路町 3,332 番地	
名称	位置								
町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町 3,160 番地								
境川クリーンセンター	町田市木曾東二丁目 1 番 1 号								
町田市剪定枝資源化センター	町田市小野路町 3,332 番地								